

大分県報

平成三十年
号外（四六）
三月三十一日

（土曜日）

目次

教育委員会規則

大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部改正……………一

告示

道路区域の変更（二件）……………二

○教育委員会規則

大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第三号

大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

正する規則

大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成二十六年大分県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条の五」を「第四十七条の六」に改める。

第二条を次のように改める。

（設置）

第二条 法第四十七条の六第一項の規定により、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者による学校運営の支援及び協力を促進することにより、これらの者と学校との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に取り組むという目的を達成するため、教育委員会の定めるところにより、協議会を置く。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会が、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。

第三条を削る。

第四条第一項中「前条第一項の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）」を「対象学校」に改め、同条第二項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条第三条とする。

第五条第一項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条第二項中「指定学校」を「対象学校」に改め、「事項」の下に「（特定の個人に関するものを除く。）」を加え、同条第三項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条第四条とする。

第六条第一項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 協議会は、保護者、地域の住民等に対し、当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

第六条を第五条とする。

第七条第二項第一号及び第二号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

第七条第三項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条に次の一項を加える。

4 教育委員会は、第二項の委員の任命に関し、対象学校の校長から申出があつたときは、当該校長から意見を聴取するものとする。

第七条を第六条とする。

第八条第三項を削り、同条を第七条とする。

第九条第二項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第八条とする。

第十条第二項第三号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第二項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第一項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第二項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（協議会の適正な運営の確保のために必要な措置）

第十三条 教育委員会は、前条第一項に規定する指導及び助言にもかかわらず、次の各号の

いずれかに該当するときは、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- 一 協議会としての活動の実態がないと認められるとき。
 - 二 協議会としての合意形成が行えないと認められるとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、学校の運営に支障を生じさせ、又は生じさせるおそれがあると認められるとき。
- 第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正前の第二条の規定により置かれた学校運営協議会は、この規則による改正後の第二条第一項の規定により置かれた学校運営協議会とみなす。

3 この規則の施行の際現在に職するこの規則による改正前の第七条第二項の規定により任命された学校運営協議会の委員は、この規則による改正後の第六条第二項の規定により任命された委員とみなす。

4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育長が定める。

○ 告 示

大分県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

備考

豊後大野市三重町大白谷

メートル

メートル

上記A

県道中津留轟牧口停車場場線

字柚川内二二一番七地内	豊後大野市三重町大白谷	豊後大野市三重町二から	豊後大野市三重町大白谷	字柚川内二二一番五まで
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

後	前	
B	B	A

二〇・二 九・七	二四・五 四・八	二四・五 四・八
-------------	-------------	-------------

一四五・〇	一四五・〇	一四五・〇
-------	-------	-------

及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

大分県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

備考

県道三重新殿線

豊後大野市千歳町下山字	宮田四五二番一地从先から	豊後大野市千歳町新殿字	ナラキノ八番二地先まで	豊後大野市千歳町下山字	宮田四六六番一地从先から	豊後大野市千歳町下山字	飛瀬元二四〇八番九まで	豊後大野市千歳町下山字	宮田四六六番一地从先から	豊後大野市千歳町下山字	飛瀬元二四〇八番九まで
-------------	--------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-------------

後	前	
B	B	A

一二七・〇 六一・七	一二七・〇 六一・七	二〇・〇 六・三
---------------	---------------	-------------

二、六九八・〇	二、六九八・〇	三、〇六〇・〇
---------	---------	---------

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。